

第4章 分野別施策の方向

個別の施策については、次の5つの分野に分けて、体系的に推進していきます。

1 障がいへの理解と権利擁護の推進

- (1) 障がいに対する理解の促進
- (2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大
- (3) 権利擁護、虐待防止の推進

2 地域生活の充実

- (1) 地域生活の支援
- (2) 生活の安定に向けた取組
- (3) 相談支援体制の充実

3 安全で暮らしやすい地域づくり

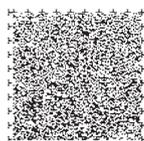
- (1) 安全な暮らしの確保
- (2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

4 社会参加の促進

- (1) 就労支援の充実
- (2) 社会活動への参加支援の充実
- (3) 移動支援の充実
- (4) 情報・コミュニケーション支援の充実

5 ライフステージに応じた切れ目のないサービス 基盤の充実

- (1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実
- (2) 多様な障がいに対する支援の充実
- (3) 教育・療育体制の充実

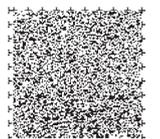


1 障がいへの理解と権利擁護の推進

(1) 障がいに対する理解の促進

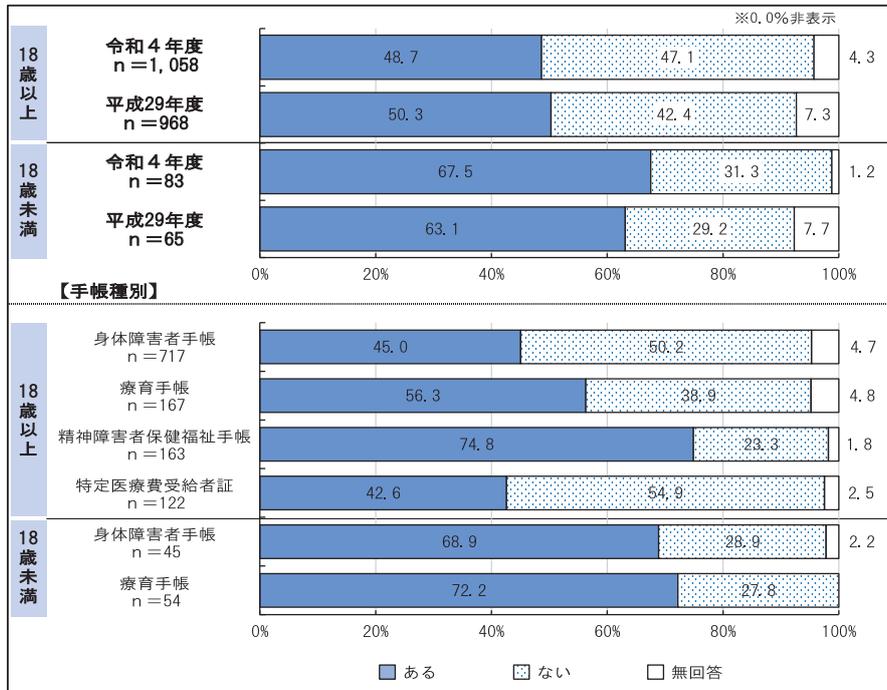
現状と課題

- 我が国では、平成26年1月、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准しました。従来の障がいのとらえ方は、「心身の機能の障がいのみ起因する」とする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでしたが、条約では、「障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする」いわゆる「社会モデル」の考え方が貫かれています。
- 長野県では、障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すため、県が取り組むべき基本的施策や、障がいを理由とする差別に関する紛争を解決するための体制整備等を内容とする障がい者共生条例を制定し、令和4年4月1日に一部施行、同年10月1日に全部施行しました。
- 障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、共に支え合う「共生社会」を実現するためには、全ての県民は基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられること、また「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であることを理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことが必要です。
- 令和4年に県が実施した調査では、障がいがあることで困ったり嫌な思いをした経験のある人は、回答者（18歳以上）の48.7%います。そのうち52.8%が「障がいに対する理解がない」と感じており、また行政に対する要望として、「障がい理解の啓発」が25.3%を占めることから、特に障がいへの理解の促進を図る必要があります。



○設問

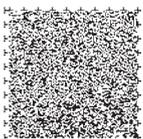
- ・ 障がいがあることで、困ったり嫌な思いをした経験
 (回答数：18歳以上 1,058、18歳未満：83)
 →18歳以上：ある(48.7%)、なし(47.1%)、無回答(4.3%)
 18歳未満：ある(67.5%)、なし(31.3%)、無回答(1.2%)
- ・ 「経験がある」と回答した人(18歳以上 515人、18歳未満 56人)のうち
 「自分の障がいに対して理解がされていない」と感じた人
 →18歳以上：52.8% 18歳未満：46.4%
 (障がいのある方の実態調査 障がい者支援課)



施策の展開・方向性

○ 啓発・広報の実践

- ・ 障がいのある人への社会的障壁(事物、制度、慣行、観念等)を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の普及啓発を県民や事業者に行い、障がいのある人に対する差別の解消及び合理的配慮の提供を促進します。
- ・ 事業所における合理的配慮の提供の促進を図るため、合理的配慮の提供に取り組む事業所を「ともいきカンパニー」として認定します。
- ・ 障害者差別解消法及び障がい者共生条例の趣旨等について、申込みのあった団体や企業等に出前講座を実施します。
- ・ 障害者雇用支援月間や精神保健福祉普及運動などにおいて、障がいのある人等に対する理解を図るための啓発活動を行います。



特に、「人権について考える強調月間」（7月）や「障害者週間」及び「人権週間」（12月）においては、障がいのある人の「完全参加と平等」の実現に向けた啓発・広報活動を重点的に実施します。

- 障がいのある人へのちょっとした配慮、手助けを実践する「信州あいサポート運動」にあわせて、障がいのある人などが必要な配慮を求める「ヘルプマーク」の普及に取り組むことにより、より効果的な啓発と運動の一層の推進を図ります。
- 人権啓発センターにおいて、人権に関する企画展、学習会等による啓発活動を実施します。

令和4年4月1日（一部は、令和4年10月1日）から
「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（障がい者共生条例）を施行しました。

障がいのある人に対する差別をなくし、
相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指します。



- 01 障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別をすることを禁止します。
- 02 民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されます。（R4.10.1から）
- 03 紛争解決のしくみ（あっせんを行う調整委員会の設置など）を整備します。（R4.10.1から）

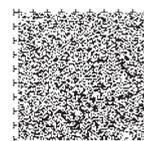
長野県では、「障がいの社会モデル」の考え方を広め、

障がいのある人が安心して暮らせる社会を目指します。

障がいの社会モデルの考え方とは

「障がい」は、個人の心身機能の障がいと、社会的障壁の相互作用によってつくり出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは、社会の義務であるという考え方です。

例えば、車いす使用の方が、入口の幅が狭い、バリアフリールートが案内がないなどによって、お店に入れなくて困っている場合、障がいの要因はその方個人ではなく、お店の環境づくりにあるとする考え方です。つまり、「障がい」は社会によって、つくりだされているのです。



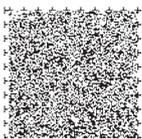
○ 障がいに対する理解の促進を図る取組

- 県民誰もが、多様な障がいの特性を理解し、障がいのある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」となるための研修や、手話やろう者に対する理解を促進するための講座を実施します。
- 精神障がい当事者が講師となり自らの体験を語る、高校生を対象にした「若者向け心のバリアフリー事業」や地域の精神保健福祉活動の中心となる方々を対象にした「地域ケア事業」等により、精神障がいのある人への理解の促進を図ります。
- 発達障がいのある人が、周囲から理解され、安心して日常生活を営むことができるよう、県民が発達障がいに関する基礎知識を学ぶ「発達障がい者サポーター養成講座」を開催します。
- 障がいのある児童生徒への理解、共生社会の実現についての理解を深めるため、児童生徒、幼保小中高の職員、公民館等社会教育関係者を対象に各種研修による理解啓発を推進します。
- パラスポーツに対する理解促進のため、学校や地域での体験会等を実施するとともに、県公式ホームページやマスメディア等を活用し、県民に向けた情報発信の取組を推進します。

(2) 障がいのある人とない人との交流機会の拡大

現状と課題

- 障がいのある人に対する差別をなくし、障がいのある人とない人が、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指すため、スポーツや文化芸術を通じた交流機会の拡大を進める必要があります。特に近年はコロナ禍において交流の機会が減少しています。
- 令和10年に開催される信州やまなみ国スポ・全障スポ^{*}と大会終了後を見据えて、スポーツを通じた共生社会の実現を目指し、誰もが身近な地域で共にスポーツに親しめる環境を整備する必要があります。
- 障がいの有無にかかわらず誰もが文化芸術を享受するとともに、地域における相互交流を促進することで、共生社会を実現するため、発表機会の拡充等環境を整備する必要があります。



施策の展開・方向性

- スポーツを通じた障がいのある人とない人の交流機会の拡大
 - ・ パラウエーブ NAGANO プロジェクトの取組（「パラ学」、「ボッチャ競技大会」等）を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。

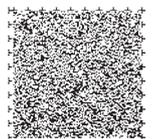
- パラスポーツと一般スポーツの融合による相互交流の拡大
 - ・ 信州やまなみ国スポ・全障スポ[※]の開催準備や運営を一体的に進めることで、両大会の選手や関係者の交流を促進し、スポーツを楽しむ環境整備を相互に図るなど、パラスポーツと一般スポーツとの融合を推進します。
 - ・ パラスポーツを含むスポーツには、人と人との交流を促進し、地域の活力を醸成するなど多面的な効果があると考えられていることから、県民一体となったスポーツ振興に取り組みます。



- 文化芸術による障がいのある人とない人との交流機会の拡大
 - ・ 長野県障がい者芸術文化活動支援センター（ザワメキサポートセンター）による障がいのある人の芸術作品の展示・紹介を通じて、障がいのある人とない人との交流機会の拡大を図り、障がいに対する理解の促進を図ります。
 - ・ 長野県立美術館において「障がいのある方のための特別鑑賞日」の開催等を行う「インクルーシブ・プロジェクト」により、障がいの有無等を超えてアートを体験できる機会を提供します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
信州あいサポート運動推進事業	あいサポーター研修受講者数	人（累計）	71,724	83,000
体験型教育プログラム「パラ学」	体験型教育プログラム「パラ学」の実施	実施クラス数（累計）	167 （令和3～4年度）	690 （令和3～11年度）



【用語解説】

※信州やまなみ国スポ・全障スポ：令和10年に本県で開催される国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の愛称。全国障害者スポーツ大会は14競技で行われる国内最大規模のパラスポーツ大会で、開催枠により本県から約300名が出場予定。

(3) 権利擁護、虐待防止の推進

① 障がい者差別の解消、権利擁護の推進

現状と課題

○ 障害者権利条約が国連総会で採択された翌年、平成19年9月に我が国は障害者権利条約に署名しました。そして、条約の批准のため、障害者基本法の改正（平成23年）、障害者自立支援法の改正（平成24年）、障害者差別解消法の制定（平成25年）、障害者雇用促進法の改正（平成25年）など様々な国内法の整備が進められてきました。

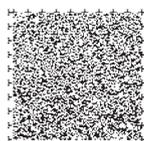
○ 障害者基本法の差別禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別解消の推進を目的として「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されました。

県では、法の施行にあわせて、障がいのある人や事業者等から相談に応じる窓口を設置し対応してきましたが、障がいを理由とする生きづらさを感じる当事者の声が多く寄せられていました。このことから、県が取り組むべき基本的施策や障がいを理由とする差別に関する紛争を解決するための体制整備等を内容とする「長野県障がい者共生条例」を制定し、令和4年4月1日に一部施行、同年10月1日に全部施行しました。条例では、不当な差別的取扱いを禁止し、民間事業者による「合理的配慮の提供」を義務化しています。

長野県障がい者差別解消相談窓口 相談対応件数

年度	のべ相談件数
令和2年度	151件
令和3年度	137件
令和4年度	204件

○ 平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことに合わせて、県では「長野県障がい者権利擁護（虐待防止）センター」を開設するとともに、「障がい者虐待防止推進員」を配置し、関係



機関、民間団体等と連携を図りながら、市町村とともに虐待の防止や早期発見、虐待発生後の適切な支援に取り組んでいます。

障がい者虐待の状況（注）

年度	県・市町村が受理した相談・通報等件数		全国の相談・通報等の件数	
		うち虐待が認められた件数		うち虐待が認められた件数
令和元年度	182件	59件	9,977件	2,737件
令和2年度	187件	61件	10,698件	2,801件
令和3年度	158件	49件	11,775件	3,085件
令和4年度	156件	53件	13,984件	3,509件

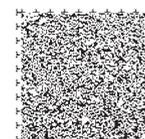
注：養護者による虐待、障害者福祉施設従事者による虐待、使用者による虐待を計上。

（厚生労働省、障がい者支援課調べ）

施策の展開・方向性

- 障がいを理由とする差別解消の推進
 - ・ 障がいを理由とする差別に関する相談窓口共生社会づくり推進員を配置し、きめ細かな相談対応や関係機関との連絡調整を行います。
 - ・ 障がいを理由とする不当な差別的取扱いを受けた障がいがある人等からの申立てに基づき、共生社会づくり調整委員会が作成したあっせん案に基づき紛争を解決します。
 - ・ 不当な差別的取扱いの防止及び合理的配慮の提供に資するため、県が収集したこれらの事例を分析し、その結果を公表します。
 - ・ 障害者差別解消支援地域協議会（長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議や圏域及び市町村が設置する協議会）を活用し、関係機関・団体との連携のもと、虐待防止・差別解消の推進に取り組みます。

- 障がい者虐待防止対策の推進
 - ・ 県内全ての市町村において設置されている、障がい者虐待に係る通報等の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」と連携を図りながら、虐待防止や早期発見、早期対応に努めます。
 - ・ 市町村に対する助言や、障害福祉施設従事者等を対象とした研修会の開催、出前講座の実施を通じて、障がい者虐待の防止等に努めます。
 - ・ 虐待防止のための取組や虐待が発生した場合の対応をより適切に行うことができるよう、国が実施する研修会へ職員等を派遣するとともに、研修修了者が講師となって市町村等の職員や障害福祉施設従事者等に対する伝達研修を実施します。



- 福祉施設利用者の権利擁護の推進
 - ・ 外部委員を設置するなど社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決が図られるなど、各施設が設けている苦情解決の仕組みが適正に運用されるよう支援します。
 - ・ 運営基準において定められている、利用者の虐待防止や身体拘束等の適正化に向けた取組を徹底し、施設利用者の権利擁護が図られるよう、運営指導や集団指導等により事業者に対する指導を徹底します。
 - ・ 利用者等の生命・身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合には、関係法令に基づく権限を適切に行使し、厳正に対処します。

- 権利擁護のための相談・支援体制の充実
 - ・ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの普及・啓発を進めるとともに、苦情の解決を適切に図るため、福祉サービス運営適正化委員会の機能充実に努めます。
 - ・ 日常生活自立支援事業を実施する長野県社会福祉協議会に対して必要な支援を行い、事業が適切に実施されるよう努めます。
 - ・ 障がい等により福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等矯正施設出所予定者及び被疑者・被告人等の、出所・釈放等後の社会復帰を支援し、再犯防止につながる体制づくりを図ります。

② 権利行使の支援

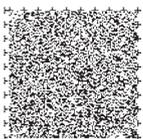
現状と課題

- 判断能力が不十分な障がいのある人には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続の援助等、本人らしい自立した生活を送るための支援が必要です。
また、経済的虐待による金銭搾取や悪質商法による被害が後を絶たず、成年後見制度による支援の必要性が増しています。

- 重要な基本的人権である選挙権について、その行使に支障がないよう投票所のバリアフリー化等の改善に向けた支援を行っていますが、候補者等の政見等を知る機会の確保等、対応策の充実が求められています。

施策の展開・方向性

- 成年後見制度の利用促進
 - ・ 判断能力が不十分な障がいのある人が財産管理等の援助を受け、地域で自立した生活が営めるよう、家庭裁判所や関係団体等と連携し、成年後見制度の利用促



進を図ります。

- ・ 市町村が講ずる、成年後見制度利用支援のための体制整備と中核機関等の設置や、成年後見制度市町村計画の策定を支援します。

○ 権利行使の支援（選挙関係）

障がいのある人等が投票を行うために必要な支援を行います。

- ・ 障がいのある人等の投票機会を幅広く確保するため、投票所までの巡回、送迎バスの運行などの移動支援や、投票所における車いす使用者等への介添え、スロープの設置、点字器の備え付けなどの措置を支援します。
- ・ 聴覚障がいのある人が、候補者等の政見等を知る機会を確保するため、政見放送への字幕の導入や手話通訳を拡大するよう、国へ要望します。

③ 地域における福祉活動・福祉教育の推進

現状と課題

- 障がいのある人が地域において自立した生活をするためには、民生委員など身近で相談できる窓口が必要です。

一方、公的なサービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や災害時における問題等の解決のため、ボランティアや市民活動への期待が高まってきており、多様な形態のボランティア活動や社会福祉法人の公益的な取組への支援が必要となっています。

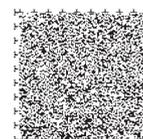
施策の展開・方向性

- 民生委員・児童委員による相談支援の推進

- ・ 民生委員・児童委員活動における必要な知識について研修を行い、資質の向上を図ります。

- ボランティア・NPO活動の推進

- ・ 県や市町村の社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターの活動を支援するとともに、ボランティアの資質向上及びボランティア・市民活動団体のネットワーク化等を図り、障がいのある人を支えるボランティア活動を支援します。
- ・ 地域福祉の課題解決につながる、NPO・企業・行政等の多様な主体による協働を支援します。

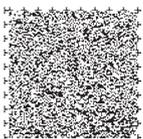


- 福祉教育の推進
 - ・ 次世代のボランティア活動の担い手を育てるため、地域福祉推進の基盤となる福祉教育の普及・啓発を支援します。

- 社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
 - ・ 地域協議会の設置等を通じ、社会福祉法人が地域における公益的な取組を推進するための環境整備を進めます。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
ボランティア活動リーダーの養成	障がいのある人を支えるボランティア活動を支援するボランティアリーダーの養成	人	2,679 (平成29～令和4年度)	5,500 (平成29～令和11年度)



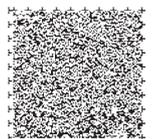
2 地域生活の充実

(1) 地域生活の支援

① 障がい福祉人材の確保・定着

現状と課題

- 障害福祉サービス等の利用者が拡大する一方で、障害福祉分野職種の有効求人倍率は全職種より高い水準で推移しており、人材の確保が困難な状況です。
- 障がい福祉人材の確保・定着を進めていくためには、従事者の将来を見据えた、意欲や資質・能力を高める人材育成が重要であることから、事業者や従事者に対する体系的な研修機会を確保することが必要です。
- 多様な障がいに対応できる専門性の高い従事者の育成を図るとともに、障がいのある人の高齢化・重度化への対応を含めた人材の育成等が求められています。
- 利用者の意向や適性、障がいの特性などを踏まえた、適切かつ効果的な障害福祉サービスの提供が行われるよう、サービスの質の確保・向上の中心となるサービス管理責任者の養成を図っていく必要があります。
- 障害福祉サービス等の安定的な提供に向け、施設職員を確保し、その定着を図るため、職場環境の整備・改善や処遇改善等を行う必要があります。
- 現役世代が減少していく中、障害福祉サービス等の現場における業務効率化や職員の業務負担軽減を図るため、介護ロボットやICTの活用を推進していく必要があります。
- 令和4年に県が実施した調査では、回答者の14.1%が「現在の相談支援体制では不十分」と答えており、相談支援専門員の質と量の確保が課題となっています。支援を必要とする障がいのある人等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援専門員の養成及び資質向上を図り、意思決定の支援に配慮しつつ、本人の自己決定を尊重して必要な支援が行われることが重要です。併せて、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら他の障がいのある人の支援を行うピアサポーターが活動する機会を増やすことも必要です。



施策の展開・方向性

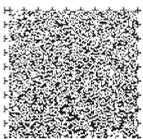
- 有資格者の養成、従事者の確保
 - ・ 福祉大学校等において質の高い有資格者を養成します。
 - ・ 福祉の職場を対象とした職場説明会や求職者と求人事業所との就職面接会の開催、求職者と求人事業所との橋渡しをするキャリア支援専門員の配置などにより、求職と求人のマッチングを推進します。

- 従事者に対する研修の充実・推進
 - ・ サービス提供プロセスの管理を行うとともに、サービスを提供する職員を指導する役割を担うサービス管理責任者の養成研修等を県の指定研修事業者において実施し、必要な人材の養成とサービスの質の確保を図ります。
 - ・ 福祉サービスを支える人材の確保と質の向上を目指し、施設・事業所職員の段階と職務階層に合わせて研修を受講できるよう、長野県版「キャリアパス・モデル」※に対応した研修を実施します。

- 相談支援専門員の養成と資質向上
 - ・ 障がいのある人等の意向に基づき、必要なサービスを総合的かつ適切に利用するための援助技術を備えた実践力の高い人材を養成するため、県の指定研修事業者において相談支援従事者研修を実施し、相談支援専門員の確保と資質向上を図ります。
 - ・ 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う「主任相談支援専門員」が地域の実情に応じて計画的に配置されるよう支援します。
 - ・ 県自立支援協議会人材育成部会を中心に、各圏域の相談支援における研修・人材育成のリーダーの養成を支援します。

- 職場体験等
 - ・ 中学生、高校生や福祉に関心のある一般求職者等に対し、福祉の職場体験の機会を提供します。また、小中学校、高等学校等に福祉・介護の従事者等を派遣し、福祉の仕事のやりがいや仕事の内容を説明することにより、福祉の仕事に対する理解を深めます。

- 施設職員の処遇向上等
 - ・ 施設職員が安心して働き続けることができるよう、処遇改善加算未取得等の事業者に対する専門的な相談員の派遣支援などを行い、福祉・介護職員等処遇改善



加算等により給与等の処遇改善を図るとともに、勤務条件や福利厚生の上昇など働きやすい職場環境の整備・改善について助言等を行います。

- 介護ロボット等の導入支援
 - ・ 障害福祉サービス等の現場における介護業務の負担軽減や業務の効率化などの労働環境の改善を通じて、安心・安全な質の高いサービス等の提供を推進するとともに人材の確保定着を図るため、介護ロボットやICTの導入を支援します。
 - ・ 障害福祉サービス等の現場における生産性向上^{*}に資する取組をワンストップで支援する相談窓口を設置します。
- 障害福祉サービス等におけるピアサポート活動の取組支援
 - ・ 「ピアサポート体制加算」（自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援）及び「ピアサポート実施加算」（就労継続支援B型）を取得する要件となっている研修会を実施し、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成	基礎研修修了者 (累計)	人	920 (令和元～4年度)	2,995 (令和元～11年度)
	実践研修修了者 (累計)	人	147 (令和3～4年度)	1,789 (令和3～11年度)
処遇改善加算取得促進支援	処遇改善加算取得促進(取得率)	%	77.3	87.1

【用語解説】

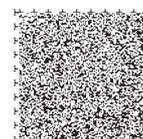
※長野県版「キャリアパス・モデル」：新任職員から上級管理者まで5段階の職層ごとに、求められる能力や、必要な資格・研修などを示したもの。

※障害福祉サービス等の現場における生産性向上：介護ロボット等を活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な支援業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、障害福祉サービス等の質の向上にも繋げていくこと。

② 障害福祉サービスの質の確保・向上

現状と課題

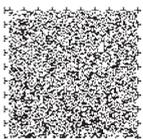
- 県が令和4年度に実施した調査結果によると、利用しているサービスに不満があると答えた人(13.9%)のうち、サービスの質が低いと答えた人が、41.3%います(18歳以上)。



- 一人ひとりの障がい特性に応じて適切なサービスが提供されるよう、指導監査の徹底や障害福祉サービス等情報公表制度の運用等により、障害福祉サービス等の質の確保・向上を図っています。
- 障害福祉サービス等の利用者の多様化や障害福祉サービス等に多様な事業者の参入が進んでいることを踏まえ、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、障害福祉サービス等の質の確保・向上をより一層図っていくことが重要となっています。

施策の展開・方向性

- 人員配置や設備・運営に関する基準の徹底
各施設等において、人員配置や設備・運営に関する基準が遵守され、施設等の運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、障害福祉サービス等を提供する事業者に対して集団指導及び運営指導を徹底します。
- 不正な行為や基準違反の疑いのある施設に対する監査
不正な行為や基準違反の疑いのある施設等に対しては、迅速かつ重点的に監査を実施し、不正が確認された場合には指定取消等により厳正に対処します。
- 福祉サービス第三者評価による質の向上
各施設におけるサービスの質の向上に向けた取組を促進するため、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審を働きかけます。
- 市町村への支援
市町村が行う指導監査が効果的・効率的に実施されるよう、実施方法の助言や合同での運営指導の実施などの支援を行います。
- 障害福祉サービスの内容等の公表
障害福祉サービスの内容等を公表する情報公表制度を適切に運用することにより、利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するとともに、事業者のサービスの質の確保・向上を図ります。
- 専門性を高める研修の実施
障害福祉サービス事業所等の従事者の専門性向上を推進するため、県や関係団体などが実施する研修について情報提供を行うとともに、研修内容の充実を図ります。



③ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備促進

ア 地域生活支援拠点等の機能強化

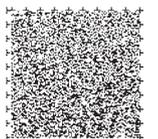
現状と課題

- 地域生活支援拠点等の整備については、第4期障害福祉計画（平成27～29年度）から、「地域生活支援拠点を市町村又は圏域に少なくとも一つ整備・運用する」として取組を進め、令和5年度末時点で12圏域（地域）において整備されていますが、一部の町村では整備されていません。未整備の3町村における整備を支援する必要があります。
- 令和6年4月から、地域生活支援拠点等は障害者総合支援法に位置付けられ、その整備は市町村の努力義務となりました（R6.3現在：74市町村整備済）。

今後は機能の充実・強化に向け、他分野と連携した重層的な支援体制や緊急時に対応するための体制、地域生活移行に向けた体験の場づくり、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保が課題となっています。

施策の展開・方向性

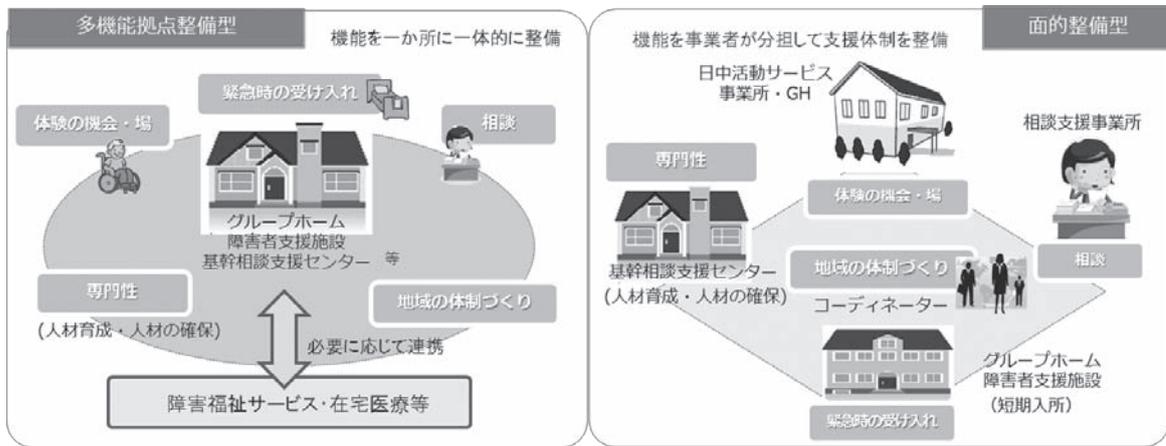
- 地域生活支援拠点等の機能強化
 - ・ 施設に長期入所している障がいのある人の地域生活移行を進めるため、体験の機会・場の提供や入所施設等からグループホーム又は一人暮らしへの移行支援などの役割を担う地域生活支援拠点等の機能強化や体制整備及びその活用を促進します。
 - ・ 市町村（圏域）において、地域生活支援拠点等の機能充実のため、コーディネーターの役割を担う者を配置するとともに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が適切に発揮されているか定期的に評価を行い、その取組情報の公表を通じて充実・強化が図られるよう、県自立支援協議会等を活用して、地域の現状や課題等の把握、好事例の紹介などにより、市町村（圏域）の取組を支援します。



達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	拠点がカバーしている市町村	市町村	74	77
	各圏域（地域）のコーディネーターの役割を担う者がカバーしている市町村		45	77
	年1回以上の運用状況の検証・検討をしている市町村		74	77

地域生活支援拠点のイメージ

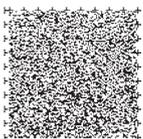


(厚生労働省資料)

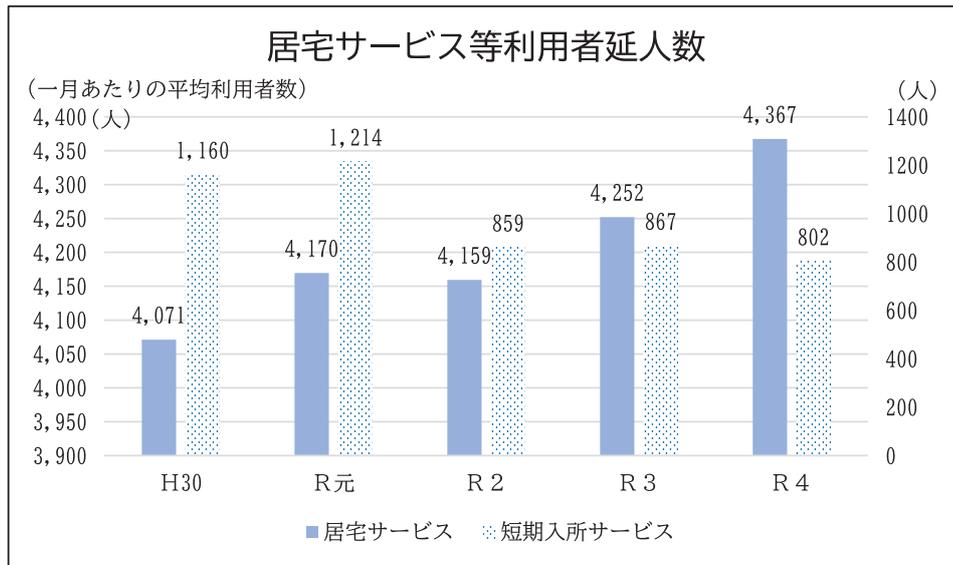
イ 居宅サービスの充実

現状と課題

- 令和4年に実施した調査結果によると、地域で暮らすために必要なサービスとして、47.6%の方が、居宅介護・短期入所の充実と答えています。
- 医療機関や入所施設からの地域生活への移行が進むにつれ、居宅介護など、居宅サービスの利用は増加傾向にありますが、一方で、短期入所の利用は、新型コロナウイルス感染症の影響により受け入れが抑制されたため、感染拡大前と比べて、少ない状態が続いています。
- 居宅サービスが利用者やその家族等のニーズに沿った形で提供されるよう、必要な時に必要なサービスが受けられる体制づくりを進める必要があります。



- 障がいのある人の高齢化が進み、高齢の障がいのある人のための支援として、高齢になっても安心して住み慣れた環境で暮らし続けられる地域づくりが求められています。
- 重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療機関等が設置する医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。

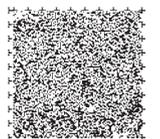


※居宅サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(出典) 国民健康保険団体連合会データ

施策の展開・方向性

- 訪問系サービス事業所・短期入所事業所の整備促進
 - ・ 地域において自分らしく安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を支える訪問系サービス事業所について、市町村の意見を踏まえて事業者の指定を行います。
 - ・ 地域生活の安心を確保するため、レスパイトケアや緊急時の受入れ等を行う短期入所サービスを、身近な地域で利用できるよう、事業所の拡充を促進します。特に、医療型短期入所については、重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、拡充を図ります。



- 市町村が支援する事業への支援
 - ・ 市町村が必要なサービスを提供できるよう国に十分な予算の確保を要望するとともに、市町村がより充実した事業を行えるよう、他自治体の取組状況などの情報提供を行います。

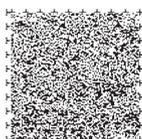
- 高齢の障がいのある人のための支援の充実
 - ・ 高齢の障がいのある人に対する支援は、介護保険制度によるサービス提供が優先となりますが、介護保険と障がい福祉両制度に位置付けられる共生型サービスの実施など、そのニーズに応じたサービスが提供できる包括的な支援体制づくりに向けて、市町村等関係機関と連携して取り組みます。
 - ・ 高齢者の総合相談や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、家族介護者支援などの機能を担う地域包括支援センターの人材育成を支援します。

- 障がい者用福祉機器の開発や補装具に関する支援
 - ・ 県工業技術総合センター及び（公財）長野県産業振興機構において、障がい者用福祉機器の開発を支援します。
 - ・ 県立総合リハビリテーションセンターにおいて、義肢装具の製作、修理及び相談を行い、日常生活動作の向上を支援します。

- タイムケア（レスパイトケア）の支援
 - ・ 日中一時支援事業の利用状況などを踏まえ、現場のニーズを検証した上で、適切に支援します。

達成目標等

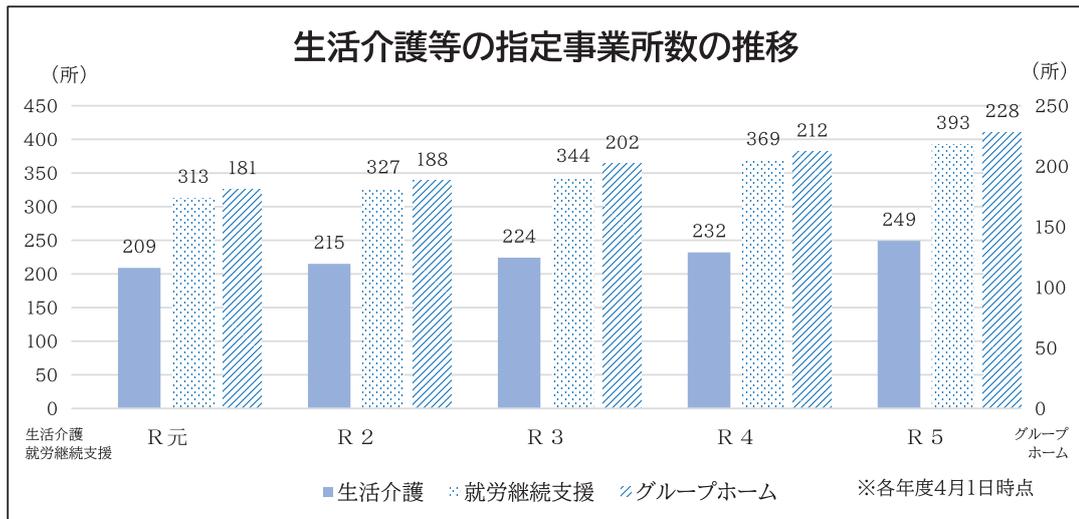
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
地域生活移行	障害者支援施設から地域生活への移行	人	73 (令和2～4年度)	167 (令和5～8年度)
短期入所サービス	短期入所サービスを行う事業所	箇所	164	196



ウ 住まい、日中活動の場の充実

現状と課題

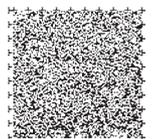
- 障がいのある人が希望する地域生活を実現・継続するためには、それぞれの地域において、生活の場となるグループホーム、日中活動の場となる生活介護や就労継続支援などのサービス提供基盤の充実を図ることが必要です。
- 医療機関における医療的ケアに加え、常時介護を必要とする重度の障がい者が利用する療養介護サービスを提供する事業所が不足し、待機者が発生しています。



(障がい者支援課調べ)

施策の展開・方向性

- 不足するサービス提供基盤の整備
 - ・ 市町村の意見を踏まえて事業者の指定を行うとともに、圏域で不足しているサービスについて、十分なサービス量を確保できるよう、サービス提供基盤の整備を計画的に支援します。
- 居住支援体制の構築
 - ・ 住宅確保要配慮者のすまい探し協力店の登録や居住支援協議会による不動産・福祉関係団体の連携を促進し、障がいのある人が円滑に住宅を確保できる体制整備を図ります。
- 県営住宅のグループホームへの活用
 - ・ 地域の実情を踏まえながら、県営住宅空き家のグループホームへの活用を



図ります。

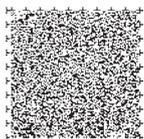
エ 障がい児サービス提供体制の充実

現状と課題

- 地域支援体制の充実に向け、地域の障がい児支援における中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センターを中核にして、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備やインクルージョンの取組を推進していくことが重要です。
- 重症心身障がい児等が利用する医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19箇所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の充実を図ることが必要です。
- 障害児入所施設は、家庭において養育されることが困難な児童に対し、家庭復帰や成人に至るまでの間、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し、育成する役割を有していますが、一方で、障がいのある児童が成長した後には、一人の大人として尊重され、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められます。

施策の展開・方向性

- 児童発達支援センターの設置とインクルージョンの推進
障がい児やその家族への支援体制の充実が図られるよう、児童発達支援センターの整備を計画的に支援するとともに、児童発達支援センターが地域における中核的役割を果たせるよう支援します。
- 医療型短期入所事業所の設置促進
重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会や医療的ケア児支援のための協議の場などと連携し、医療型短期入所事業所の設置の促進を図ります。



- 重症心身障がい児や医療的ケア児の受け皿となる事業所の整備
重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の拡充を図るため、市町村の意見を踏まえて事業所の指定を行うとともに、それらの整備を計画的に支援します。また、必要な予算措置を国に対し要望します。
- 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
移行調整の協議の場を通じて、児童相談所・相談支援事業所・障害児入所施設などの関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障害児入所施設に入所する児童の成長後を見据えて、大人にふさわしい環境への移行を推進します。

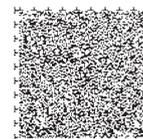
④ 精神障がい者の地域移行の支援

現状と課題

- 県内の精神科病院に入院している精神障がい者数は、減少傾向にありますが、そのうちの約6割にあたる人が、1年を超えて入院しています。
- 精神障がいのある人が地域で生活するために、市町村や精神科病院、関係機関等が連携して、地域生活支援体制を充実させることが必要です。

施策の展開・方向性

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神障がいのある人等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、計画的な地域の基盤整備とともに、障がい保健福祉圏域や市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、企業・就労支援関係者、居住支援関係者、自治会等との重層的な連携による支援体制の構築に取り組みます。
- 精神障がい者の地域移行・地域定着の支援
 - ・ 障がい保健福祉圏域の精神障がい者地域移行関係職員や保健、医療、福祉、介護などの関係機関と連携し、精神障がいのある人の地域移行・地域定着の支援を推進します。
 - ・ 支援関係者に対する研修を、精神保健福祉センター及び各圏域で開催します。

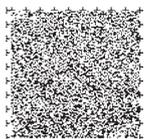
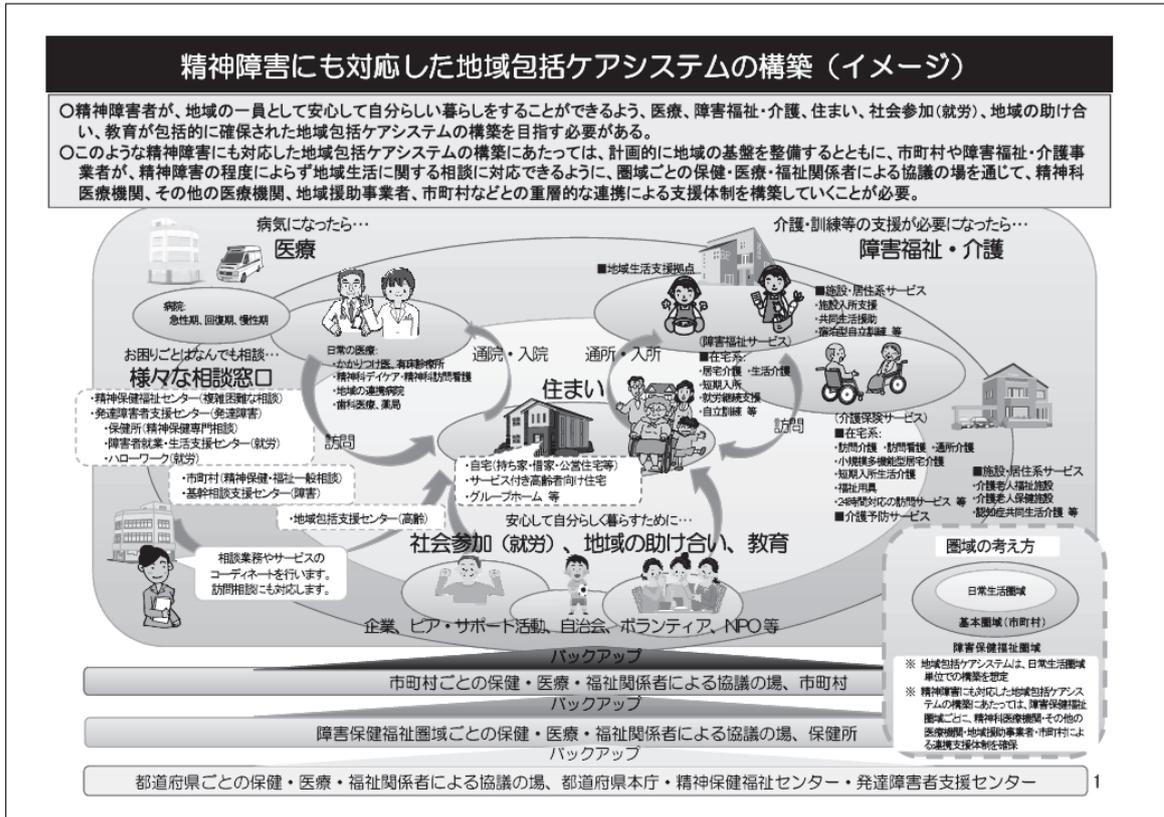


○ 障がい者支え合い活動の支援

- ・ 地域で暮らす当事者支援員が、地域移行に自信や意欲の持てない精神障がいのある人の相談支援、普及啓発活動を支援します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容		単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
精神障がいの地域移行支援	精神病床への1年以上入院患者数	65歳以上	人	1,303	1,190
		65歳未満	人	802	737
	退院率	入院後3か月時点	%	68.6 (令和元年度)	68.9以上
		入院後6か月時点	%	83.4 (令和元年度)	84.5以上
		入院後1年時点	%	90.9 (令和元年度)	91.0以上



⑤ 障がいのある人にとって利用しやすい県立施設

現状と課題

- 障がいのある人を支援する県立施設として、信濃学園*、総合リハビリテーションセンター*、西駒郷*、障がい者福祉センター*、聴覚障がい者情報センター*を設置しています。
- 障がいのある人を取り巻く課題や環境の変化に対応して、県立施設に求められるニーズに応えるとともに、障がいのある人にとって利用しやすい県立施設を目指す必要があります。

施策の展開・方向性

- 障がいのある人の視点に沿った整備・運営
 - ・ 信濃学園

県内唯一の知的障がい児の福祉型入所施設として、児童の保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識や技能を提供し、地域に開かれた施設を目指します。

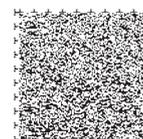
入所時から家庭復帰を目指した有期有目的の支援に向け、関係機関と定期的にケア会議を開催します。また、18歳で大人にふさわしい環境への移行が難しい場合、移行調整の協議の場を通して、円滑な移行を図ります。
 - ・ 総合リハビリテーションセンター

社会復帰を目指す障がい者等に、安定的に医療・福祉によるリハビリテーションサービスを提供するため、令和5年度から運営に公営企業会計を適用しました。

病院等を併設した県内唯一の入所型機能訓練施設として、障がいのある方の機能改善・社会復帰に向け、医療から自立訓練、就労支援に至るまで一貫したリハビリテーションサービスを提供します。
 - ・ 西駒郷

平成29年3月に提出された「西駒郷あり方検討会報告書」を踏まえ、県全体のセーフティネット機能の役割を果たすとともに、県内の実情やニーズに則し、強度行動障がい者支援の強化や入所機能の集約・機能強化、利用者の個別支援の質の向上に努めます。
 - ・ 障がい者福祉センター(サンアップル)

障がいのある人が身近な場所でスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、スポーツ指導員による個々の障がい特性に合った指導や文化芸術イベントを開催する等、支援の充実に努めます。パラスポーツの裾野拡大の向け、障がいのある人を対象にした大会の開催や出張スポーツ教室等、事業内容の充実に努めます。



- ・ 聴覚障がい者情報センター

聴覚に障がいのある人に手話・字幕付きのビデオの貸出しや自主制作動画の配信等により、ニーズに合った情報の提供や伝わりやすい手段の充実に努めるとともに、遠隔手話通訳等のコミュニケーション支援に取り組みます。

また、日常生活に必要な知識を得るための講座の開催や生活相談を実施します。

【用語解説】

※信濃学園：障害児入所施設（旧知的障害児施設）（昭和 26 年 波田町（現松本市）に設置）

※総合リハビリテーションセンター：障害者支援施設、病院、身体障害者更生相談所及び補装具製作施設が一体となったリハビリテーションサービス提供施設（昭和 49 年 長野市に設置）

※西駒郷：障害者支援施設（旧知的障害者援護施設）（昭和 43～46 年 駒ヶ根市及び宮田村に設置）

※障がい者福祉センター：通称サンアップル。障がいの者のスポーツ及び文化芸術活動等を支援する中核施設（平成 10 年 長野市に設置）

※聴覚障がい者情報センター：聴覚障がい者用の録画物の製作及び提供等を行う施設（平成 10 年 長野市に設置）

（２）生活の安定に向けた取組

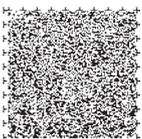
経済的支援制度

現状と課題

- 障がいのある人の生活安定のため、特別児童扶養手当などの各種手当制度や、自動車税の減免制度などの周知を図り、経済的な自立と社会参加を支援する必要があります。
- 県が令和 4 年度に実施した調査によると、行政に対する要望では、医療費の負担軽減が 34.2%で最も高くなっております。

施策の展開・方向性

- 各種手当制度等の周知
 - ・ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続など制度の概要について分かりやすく周知を行います。
- 重度障がい児（者）の医療費の支援
 - ・ 障がい児（者）の医療費の自己負担分を補助し、必要な医療が受けられるよう支援します。

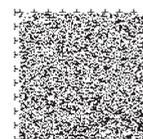


- 通所通園等推進事業の実施
 - ・ 心身障がい児通園施設等への通所通園は、継続的な交通費の支出を伴うことから、児童及び付添人の通所通園に要する交通費を補助することにより、障がい児（者）の家庭の経済的負担を軽減します。
- 自動車税等の減免制度の周知
 - ・ 身体障がい者等が所有する自動車の自動車税環境性能割・種別割及び軽自動車税環境性能割の減免制度、申請期限等について、県のホームページや納税通知書に案内を同封するなど、幅広く周知を行います。
- 県営住宅入居での支援
 - ・ 県営住宅への入居について、入居収入基準の緩和や、優先入居、単身入居の取扱いにより、安心して暮らせる居住の場の確保を図ります。
 - ・ 収入の状況に応じて家賃の減免を行います。

（3）相談支援体制の充実

現状と課題

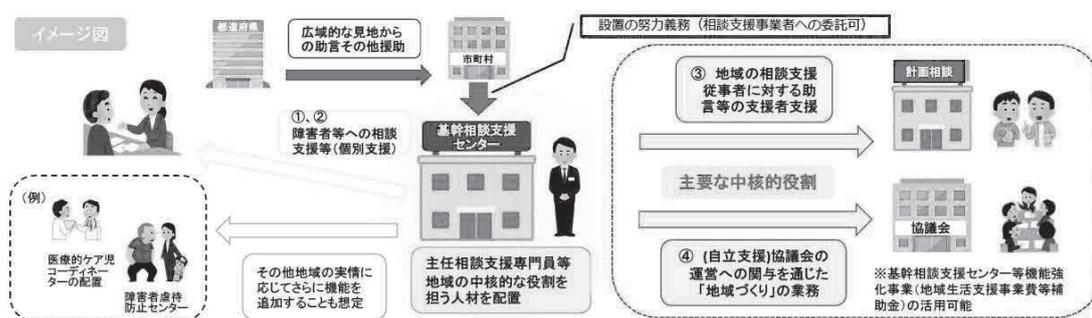
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、全国に先駆けて身体・知的・精神の障がいのほか、発達障がいなどにも対応する「障がい者総合支援センター」を各圏域に設置し、市町村と県とが連携して総合的な支援体制を整備してきました。
- 平成24年度には、障害者総合支援法において、基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な機関として位置づけられ、令和6年4月からはその設置が市町村の努力義務となりました。基幹相談支援センターには、豊富な経験や技術・知識を要する個別支援、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりの機能が求められています。



基幹相談支援センター設置地域		11か所（R6.3現在）
設置地域	①佐久圏域 ②上小圏域 ③諏訪圏域 ④上伊那圏域 ⑤松本市 ⑥安曇野市 ⑦塩尻市・山形村・朝日村 ⑧麻績村・生坂村・筑北村 ⑨大北圏域 ⑩千曲市・坂城町 ⑪北信圏域	
未設置地域	飯伊圏域、木曾圏域、長野市、須坂市・小布施町・高山村、飯綱町・信濃町、小川村	

○ 地域の自立支援協議会は、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域の基盤整備を着実に進めていく役割が求められています。そのため、県自立支援協議会では、市町村や福祉分野にとどまらない様々な機関と連携し、障がいのある人を地域全体で支える仕組みづくりを進め、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。

○ 令和2年度には社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が規定されました。地域生活課題の解決を支援するためには、市町村圏域での複合的課題の相談、広域圏単位での相談まで、内容に応じた段階的・重層的な「相談体制の構築」を推進していく必要があります。

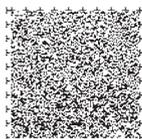


（厚生労働省資料を長野県にて一部加工）

施策の展開・方向性

○ 基幹相談支援センターの設置促進

- ・ 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターが担うべき役割や設置済み地域の取組を周知し、基幹相談支援センターの設置促進を図ります。



- 県自立支援協議会の体制充実
 - ・ 県全域の障がいのある人等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、各地域自立支援協議会の代表者、連携機関、当事者団体等を構成員とする県自立支援協議会を定期的を開催し、地域自立支援協議会と連携しながら課題解決のための協議を行います。
 - ・ 権利擁護、精神障がい者地域移行支援、療育、人材育成、就労支援に関する専門部会や相談支援体制機能強化会議を開催し、各分野における課題の共有や関係機関の連携強化のための協議を行い、地域の自立支援協議会の運営や体制整備の推進をバックアップします。

- 地域移行支援・地域定着支援及び自立生活援助の提供体制の整備
 - ・ 施設や病院に長期入所（入院）している障がいのある人の地域生活移行や、その後の地域生活の継続のため、地域移行支援・地域定着支援及び自立生活援助サービスの提供体制の整備を支援します。

- 重層的支援体制整備の推進
 - ・ 市町村による重層的支援体制整備事業の取組を支援し、困難を抱える人に対し、各分野が連携した切れ目のない支援ができる体制づくりを推進します。

達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
基幹相談支援センター	カバーしている市町村数	市町村	50	77
地域移行支援	地域移行支援利用者数	人	21	65
地域定着支援	地域定着支援利用者数	人	210	299
自立生活援助	自立生活援助利用者数	人	71	118

